

番号	ご質問内容	説明会資料 該当ページ	回答内容
1	5ページ目に記載のある、「申請期間：令和7年10月1日（水）まで」と、9ページ目に記載のある「受付開始：令和7年10月1日（水）から」について、こちらは誤植でしょうか？	P.5、P.9	結論から申し上げますと、誤植ではなく記載内容に誤りはございません。 5ページ目に記載している申請期間は、長野県が実施しているシステムの新規導入に関する補助金申請の期間を指しております。一方で、軽井沢町に申請するシステム改修補助金の申請期間とは異なるものでございます。
2	見積書について、原則として2人以上の見積もりが必要とのことですが、現在導入しているPMSの会社が決まっている場合についても2人以上の見積もりが必要なのか？	P.12	1者のみの見積もりとなる場合でも、その理由書（※）をご提出いただければ問題ございません。 ※理由書は任意様式で作成可能ですが、軽井沢町役場のホームページに参考様式を掲載しておりますので、必要に応じてご確認ください。
3	実績報告書の提出について、「事業を完了した後30日を経過する日までに提出」とあるが、これは「支払いが完了した日」を「事業が完了した日」ととらえてよいのでしょうか。	P.18	事業が完了した日というのは、システムの改修事業が完了した日として考えていただきたいです。その時点で支払いが完了している必要はありません。
4	契約書について、発注書と受注書でまかなうことはできるのか？	P.18	発注書と受注書の両方を添えて提出いただければ問題ございません。
5	申告納入についての説明会が3月とのことだが、申告納入する際に必要な情報がわからないと、システム改修の見積もり依頼するのが難しい。	P.29	宿泊税に関する条例は既に制定されていますが、規則については現在作成段階にあります。 なお、長野県側の規則がまだ確定していないため、県の規則が決まり次第、軽井沢町としても規則を作成する予定です。そして、そのタイミングで各種様式も確定する見込みです。確定次第、改めてお知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。
6	見積金額が著しく高額な場合は詳細な資料提出が必要とのことだが、システム改修の相場がどのくらいなのか知りたい。	P.6	金額だけでなく内訳をあわせて確認をし、正しい申請なのかを判断させていただく。金額は施設によって変わってきてしまうので、その部分はお伝えできない。
7	県が実施している「システムの新規導入に対する補助金」と町が行う「システム改修に対する補助金」の違いがいまいちわからない。	P.5	長野県の補助金制度には「①宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」と「②DX投資支援事業」の2種類がございます。 ただし、「①宿泊税への対応に向けたシステム改修事業」については、軽井沢町を含む独自課税を行う市町村は対象外となっております。そのため、軽井沢町におきましては、独自にシステム改修に関する補助を実施する運びとなりました。 システムを新規に導入する場合には、長野県の「②DX投資支援事業」をご利用ください（令和7年10月1日〆切）。
8	改修費用の内容が「〇〇ー式」のように表現されている場合は、詳細な資料提出が必要とのことだが、何を記載すればよいのか明確な指示がないので、難しい。	P.6	申請書の様式には、経費の明細書を記載する欄が設けられています。その箇所には「備品・設備名等」や「規格・仕様・メーカー等」を記載いただくようお願いしております。 具体的かつ詳細にご記入いただければ、後日の確認作業を省略することが可能となりますので、スムーズな対応のためにもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
9	個人への振込は原則不可と記載がありますが、個人事業主として行っており法人ではない場合には、代表者であっても振込していただけないのでしょうか？	P.24	代表者であれば、必ずしも法人である必要はありません。その際には、再度確認させていただく可能性もございますが、ご協力をよろしく願います。
10	5の質問に付随して・・・ 見積もりを取るにあたって、どのような帳票が必要になるのかわからないと難しい。	P.29	申請においては、10月1日から受付を開始いたしますが、期限は定められておりません。書式が整い次第ご提示するので、それに沿ったシステム改修をしていただければと存じます。 今どうしてもすぐにシステム改修を申請していただく必要はないですが、令和8年6月の徴収開始に間に合う形で申請してください。
11	お客様に対して、令和8年6月1日から宿泊税の徴収開始をすることを、一早くお伝えすべきではないか。	-	町としては、現在、総務省に申請をして許可を待っている状況です。許可が下り次第、宿泊税開始と告知することができそうですが、本日時点でいつ同意されるのかはお答えできない状況です。 なお、国の許可が下りる前に告知してしまうことは違反行為となります。 お待たせして申し訳ないですが、決まり次第速やかにご連絡いたします。
12	11の質問に付随して・・・ せめて、今の段階でお客様にお伝えできる文言を教えてくださいませんか。	-	県に確認しつつ、早急にご提示できるよう準備してまいります。
13	各様式を作成するにあたって、文章作りが慣れない施設に対して、簡単にできる方法はないか？	P.26	エクセルで作成する際は、入力シートに必要な事項をご入力いただくだけで、すべての様式に自動的に反映されるように設計しております。エクセルに慣れている方には、この方法が最も効率的だと思います。 もし操作が難しい場合は、個別にご連絡いただければ対応いたします。手書きでの作成も可能ですし、こちらで一緒に作成することも可能ですので、お気軽にご相談ください。

14	対象となる経費の例として「宿泊税の免税点を宿泊者ごとに判定し、宿泊税額を算定する機能」とあるが、免税点だけではなく、1万円・10万円も判定する必要があるのではないか？	P.4	免税点を含む、各区分ごとの判定も対象となります。 他にも、対象となる経費について悩む場合は適宜ご相談ください。
15	自社でのシステム開発が対象外となるのはなぜですか？	P.6	金額などが明確とならない可能性もあるので、もし自社で開発をする予定がある場合は、申し訳ないですが対象外とさせていただきます。ご承知おきくださいませ。